

2010.7.10 千葉市立青葉病院 2階 ホールあおば  
千葉県臨床検査技師会 第1回病理・細胞診検査研究班合同研修会

# 当院における術中迅速細胞診 ～診療報酬改定に伴って～

過去1年間の迅速細胞診/種類/増収

迅速細胞診とは？  
分類

診療報酬点数  
術中迅速細胞診 標本作製料/診断・判断料

迅速細胞診実施状況  
目的/意義

千葉県がんセンター 病理検査科  
平田 哲士

# 迅速細胞診とは

迅速検査

報告まで数日

少数検体

簡易ギムザ染色 10分  
Pap染色 30分

細胞診

多数検体



通常

“迅速細胞診”に明確な定義なし  
集細胞・塗抹・染色・鏡検・報告方法・所要時間

迅速



術中



至急



非術中

標本作製方法に変化なし or 軽微な変化  
通常より短時間(遅くても当日中)で報告



迅速細胞診

発生場所



目的



# 迅速と通常の診療科別細胞診件数

検体の1割は迅速検査

千葉県がんセンター 2009.5~2010.4

	合計	消外	婦人	呼吸	脳外	泌尿	頭頸	乳腺	整形	消内	腫血	他
迅速	1539	246	147	456	46	13	139	123	174	191	4	0
通常	13957	303	8757	1440	372	1181	379	859	244	323	83	16

術中診断  
体腔/穿刺

術式の決定/変更  
播種

外来/入院  
術前診断

悪性の除外  
検査/入院予約  
治療方針の決定

検体の適否  
診断的材料?

生検/免疫染色  
遺伝子診断

目的が異なる  
ので  
方法も異なる

報告時間

報告様式

鏡検  
者

染色  
法

# 迅速細胞診報告方法

千葉県がんセンター

## 通常 of 細胞診

塗抹標本はすべて染色(当日～2営業日)  
鏡検(CT2名/病理医)：当日～4営業日までに電子カルテ公開

## 3種類の報告

### 1. 電子カルテに公開

通常の報告を1時間程度で電子カルテ公開  
塗抹標本はすべて染色，鏡検(CT2名/病理医)

外来/入院

### 2. 迅速細胞診報告書を発行

1時間程度で迅速細胞診報告書(プリントアウト)を発行  
塗抹標本は一部残存，鏡検(CT2名/病理医)  
染色終了後，鏡検，変更なければ電子カルテ公開

術中 穿刺<sup>など</sup>

術中 体腔液<sup>など</sup>

### 3. 口頭で伝達

簡易ギムザ染色標本1枚，鏡検(CT1～2名/臨床医)  
材料が診断的か否かを判断，臨床医に口頭で伝達  
染色終了後，鏡検(CT2名/病理医)，電子カルテ公開

検体の適否

# 迅速細胞診における染色方法

千葉県がんセンター

## 通常報告での染色

Pap	: 自動染色装置	30分
MG	: ドーゼ	20分
PAS	: 自動染色装置	45分
EMA	: 自動免疫染色装置	60分

## 迅速報告での染色

Pap	: 自動染色装置	30分
MG	: ドーゼ	20分
	乗せガラス	3分
	簡易ゴムザ	1分
PAS	: 自動染色装置	45分
EMA	: 自動免疫染色装置	60分

術中 洗浄液<sup>な</sup>  
ど

外来/入院

検体の適否

術中 洗浄液<sup>な</sup>  
ど

Pap画像記録後，その標本を免疫染色



## 00 検査 通則

### ▶ 01 検体検査料

### ▶ 03 生体検査料

### ▼ 04 診断穿刺・検体採取料

00 診断穿刺・検体採取料 通則

D400 血液採取

D401 脳室穿刺

D402 後頭下穿刺

D403 腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺

D404-1 骨髓穿刺

D404-2 骨髓生検

D405 関節穿刺

D406-1 上顎洞穿刺

D406-2 扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試

D407 腎嚢胞又は水腎症穿刺

D410 乳腺穿刺又は針生検

D411 甲状腺穿刺又は針生検

D412 経皮的針生検法

D413 前立腺針生検法

D414-1 内視鏡下生検法

D414-2 超音波内視鏡下穿刺吸引生検法

D415 経気管肺生検法

D416 臓器穿刺、組織採取

D417 組織試験採取、切採法

D418 子宮腔部等からの検体採取

## N 病理診断

### 第13部 病理診断

#### 00 病理診断 通則

#### ▼ 01 病理標本作製料

00 病理標本作製料 通則

N000 病理組織標本作製

N001 電子顕微鏡病理組織標本作製

N002 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製

N003-1 術中迅速病理組織標本作製

N003-2 術中迅速細胞診

N004 細胞診

N005 H E R 2 遺伝子標本作製

#### ▼ 02 病理診断・判断料

N006 病理診断料

N007 病理判断料

## ナビゲーション

### トップ

#### ▼ 医科診療報酬点数表

A0 初・再診料

A1 入院料等

B 医学管理等

C 在宅医療

D 検査

E 画像診断

F 投薬

G 注射

H リハビリテーション

I 精神科専門療法

J 処置

K 手術

L 麻酔

M 放射線治療

N 病理診断

## N004 細胞診

N004 細胞診（1部位につき）

- 1 婦人科材料等によるもの **150点**
- 2 穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの **190点**

通知

[\[通知\] N004 細胞診](#)

- 1 婦人科材料
- 2 その他

2010.3.5 平成22年厚生労働省告示 第69号  
診療報酬の算定方法の一部を改正する件

### [通知] N004 細胞診

[\[通知\] N004 細胞診](#) 2010.3.5 保医発0305 第1号

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）

(1) 腔脂膏顕微鏡標本作製、胃液、腹腔穿刺液等の癌細胞標本作製及び眼科プロヴァツェク小体標本作製並びに天疱瘡におけるTzanck細胞の標本作製は、細胞診により算定する。

(2) 同一又は近接した部位より同時に数検体を採取して標本作製を行った場合であっても、1回として算定する。

**頸部と体部は同時に請求可能 300点**

(3) 「2」の「穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等」とは、喀痰細胞診、気管支洗浄細胞診、体腔液細胞診、体腔洗浄細胞診、体腔臓器擦過細胞診及び髄液細胞診等を指す。

## N 病理診断

### 第13部 病理診断

#### 00 病理診断 通則

#### 01 病理標本作製料

##### 00 病理標本作製料 通則

N000 病理組織標本作製

N001 電子顕微鏡病理組織標本作製

N002 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製

N003-1 術中迅速病理組織標本作製

N003-2 術中迅速細胞診

**N004 細胞診**

N005 HER2遺伝子標本作製

#### 02 病理診断・判断料

N006 病理診断料

N007 病理判断料

## N003-2 術中迅速細胞診

N003-2 術中迅速細胞診（1手術につき）

450点

190点

### N 病理診断

#### 第13部 病理診断

##### 00 病理診断 通則

##### ▼ 01 病理標本作製料

###### 00 病理標本作製料 通

###### N000 病理組織標本作

###### N001 電子顕微鏡病理

###### N002 免疫染色（免疫

###### N003-1 術中迅速病理組織標本作製

###### N003-2 術中迅速細胞診

###### N004 細胞診

###### N005 HER2 遺伝

##### ▼ 02 病理診断・判断料

###### N006 病理診断料

###### N007 病理判断料

注

テレパソロジーにより行う場合には、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間において行うときに限り算定する。

通知

2010.3.5 平成22年厚生労働省告示 第69号  
診療報酬の算定方法の一部を改正する件

[通知] [N003-2 術中迅速細胞診](#)

新規

[通知] **N003-2 術中迅速細胞診**

[通知] [N003-2 術中迅速細胞診](#)

(1) 術中迅速細胞診は、手術の途中において腹水及び胸水等の体腔液を検体として標本作製及び鏡検を完了した場合において、1手術につき1回算定する。

(2) テレパソロジーによる術中迅速細胞診を行った場合は、送信側の保険医療機関において術中迅速細胞診及び区分番号「N006」病理診断料の「2」を算定できる。受信側の保険医療機関における診断等に係る費用は、受信側、送信側の保険医療機関間における相互の合議に委ねるものとする。

2010.3.5 保医発0305 第1号

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）

## N006 病理診断料

N006 病理診断料

1 組織診断料 500点

2 細胞診断料 240点

146  
点

新規

[通知] N006 病理診断料

690点

354点の増加

2010.3.5 平成22年厚生労働省告示 第69号  
診療報酬の算定方法の一部を改正する件

術中迅速と婦人科以外の細胞診

2 2については、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する診療所である保険医療機関において、区分番号N003-2に掲げる術中迅速細胞診若しくは区分番号N004に掲げる細胞診の2により作製された標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。

## N007 病理判断料

N007 病理判断料 150点

注1 行われた病理標本作製の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。

2 区分番号N006に掲げる病理診断料を算定した場合には、算定しない

2010.3.5 平成22年厚生労働省告示 第69号  
診療報酬の算定方法の一部を改正する件

## N 病理診断

### 第13部 病理診断

#### 00 病理診断 通則

#### 01 病理標本作製料

00 病理標本作製料 通則

N000 病理組織標本作製

N001 電子顕微鏡病理組織標本作製

N002 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製

N003-1 術中迅速病理組織標本作製

N003-2 術中迅速細胞診

N004 細胞診

N005 H E R 2 遺伝子標本作製

#### 02 病理診断・判断料

N006 病理診断料

N007 病理判断料

# 迅速細胞診件数と術中迅速細胞診増収額

迅速細胞診 1539件

千葉県がんセンター 2009.5~2010.4

		合計	消外	婦人	呼吸	脳外	泌尿	頭頸	乳腺	整形	内科	腫血
診断	術中 保険適応	450	244	141	49	16	0	0	0	0	0	0
	術中 保険不適応	82	1	6	60	2	13	0	0	0	0	0
	外来/入院	330	1	0	13	28	0	139	123	13	9	4
検体の適否		677	0	0	334	0	0	0	0	161	182	0

保険適応

450 件



690点



3,105.000 円

増収分

354点

1,593.000 円

迅速細胞診

1539 件



690点



10,619,100 円

# 迅速細胞診(診断目的)件数

## 消化器外科

腹腔洗淨 腹水  
235 9

## 婦人科

腹腔洗淨 腹水  
123 18

## 呼吸器科

胸水 心嚢液 胸腔洗淨  
45 3 1

## 脳外科

脳脊髄液  
16

## 迅速細胞診(診断) 862件

千葉県がんセンター 2009.5 ~ 2010.4

		合計	消外	婦人	呼吸	脳外	泌尿	頭頸	乳腺	整形	内科	腫血
術中迅速	保険適応	450	244	141	49	16	0	0	0	0	0	0
	保険不適応	82	1	6	60	2	13	0	0	0	0	0
外来/入院		330	1	0	13	28	0	139	123	13	9	4

## 術中 迅速細胞診 保険不適応

肺	腎盂尿管	卵巣	脳	縦隔	後腹膜	肝
59	13	5	2	1	1	1

## 外来/入院 迅速細胞診 保険不適応

リンパ節	乳腺	脳脊髄液	甲状腺	骨軟部	口腔	唾液腺	その他
106	99	29	28	22	16	13	17

# 迅速細胞診(検体の適否)件数

迅速細胞診(検体の適否) 677件  
千葉県がんセンター 2009.5 ~ 2010.4

	合計	呼吸	消内	整形
症例数	377	124	104	149
件数	677	334	182	161

**整形**

骨	軟部
80	81

捺印

針生検

超音波内視鏡ガイド下針生検  
膵・胃粘膜下腫瘍などの診断  
**EUS-FNA**

Endobronchial ultrasonography

EBUS

Endoscopic ultrasonography

EUS

**呼吸器内科**

リンパ節	気管支	肺・縦隔
256	67	11

**リンパ節転移診断**  
超音波気管支鏡ガイド下針生検  
Endobronchial  
Ultrasound-guided  
Transbronchial Needle Aspiration  
**EBUS-TBNA**

**消化器内科**

膵	リンパ節	胃	その他
105	36	32	9

# 迅速細胞診の分類と取扱件数

迅速細胞診 1539件

千葉県がんセンター 2009.5~2010.4

		目的	主な検体	件数
術中	保険 適応	診断：漿膜 / 髄膜播種の有無	体腔液 (胸水/腹水/腹腔洗浄液/脳脊髄液)	450
	保険 不適応	診断：術式の決定 / 変更	体腔液以外(肺/腎盂尿管)	82
外来/入院		診断：悪性(腫瘍性)の除外 治療方針の決定 リンパ節摘出の適否	すべてが対象(リンパ節/乳腺)	330
		検体の適否：生検組織 / 穿刺吸引	針生検 / EUS / EBUS	677

**迅速性** 保険不適応 = 検体の適否 > 保険適応 > 外来/入院 診断

**正確性** 保険不適応 = 保険適応 > 外来/入院 診断 > 検体の適否

生検組織診/遺伝子診断  
診断/治療法の選択

手術, 放射線  
抗がん剤  
分子標的薬

診断穿刺・検体採取料

経皮的針生検法  
1,600 点

超音波内視鏡下穿刺吸引生検法  
(EUS-FNA) 4,000 点

経気管肺生検法  
4,000 点

臓器穿刺/組織採取 開胸 9,070 点, 開腹 5,550 点

# 迅速細胞診の目的・意義

千葉県がんセンター

通常の細胞診報告は数日  
迅速細胞診は遅くとも当日

陰性  
悪性(腫瘍性)の  
除外

陽性  
検査/治療の計画  
直ちに治療開始  
術式の決定/変更

検体の適否

精神的苦痛の  
早期解消

通院回数減少

早期の  
検査/入院予約

救命/苦痛の除去

診断/治療成績  
の向上

早期診断

迅速診療

新患診療増加

経営効率向上

適正標本作製  
迅速で正確な  
判断力

論理的な記述  
による報告書